

令和4年11月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

11月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数 (令和4年9月分)	2
2. 貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保及び輸送秩序の確立について	6
3. 第62回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画	9
4. 「2024年問題に向けた対策セミナー」のご案内について	14
5. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	16
6. 乗務員ステップアップ講習会のご案内	19
7. 香川県最低賃金	21
8. 人材確保・育成対策応援サイトを開設 (四国運輸局)	23
9. 過重労働解消キャンペーンを実施します	26
10. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	30
11. 会員名簿の変更等について	31

※申請書・申込書等が必要な場合は、本書からプリントしてご利用下さい。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和4年9月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和4年9月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和4年9月の運賃指数の概要	
1.	令和4年9月の運賃指数は、前月比1ポイント減、前年同月比3ポイント増の122であった。
2.	9月末現在の求車登録件数は152,184と前年同月比38,540増(33.9%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,062	6,401	6,591
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064	288,956	272,250	289,573	140,979

※令和4年度は9月末現在

2. 荷物情報 (求車) 件数

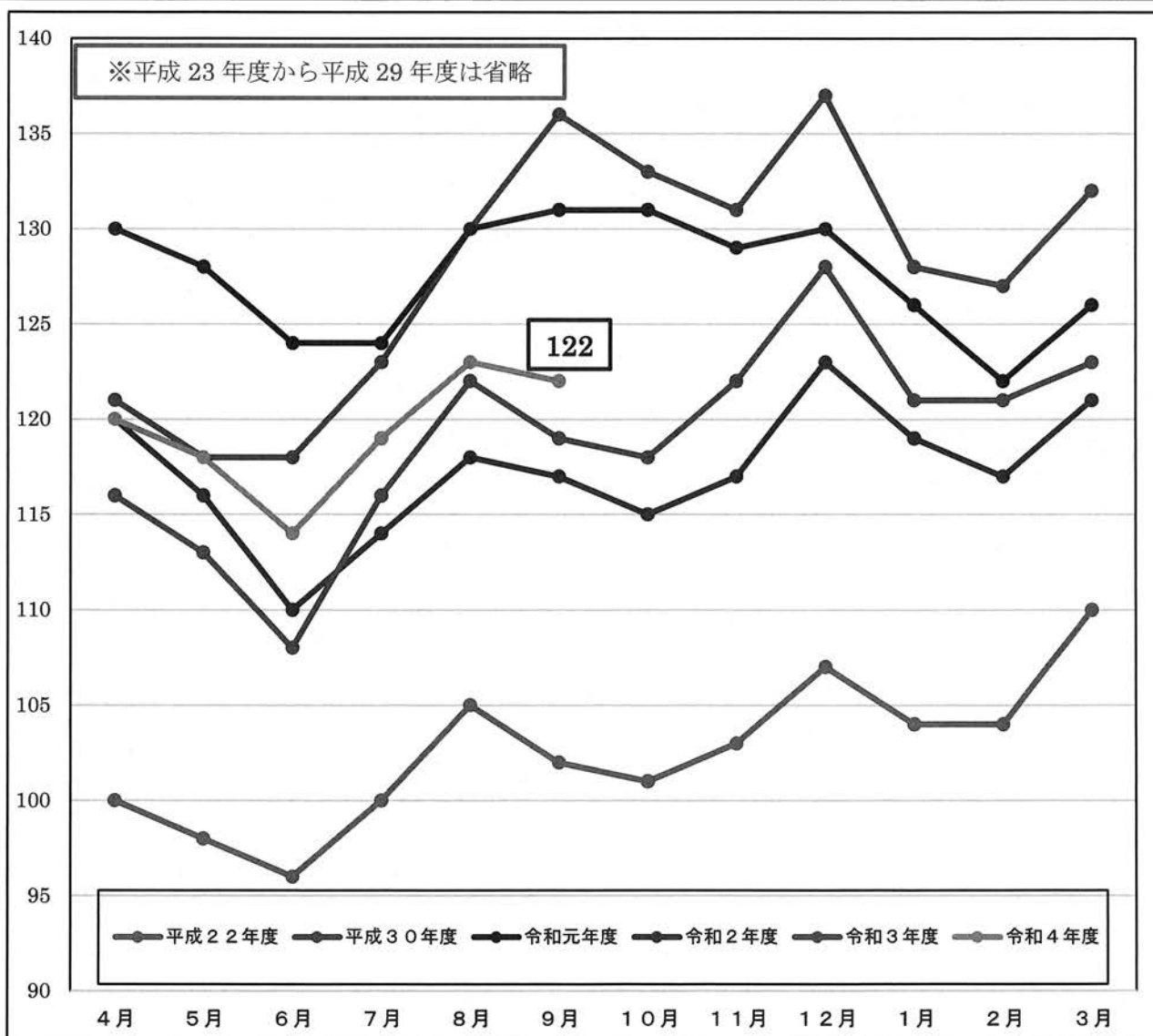
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	714,762

荷物情報 (求車)	令和4年9月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	152,184	38,540	+33.9%	17,710	13.2%
成約件数	23,666	-587	-2.4%	837	3.7%
成約率	15.6%	-5.8ポイント	—	-1.4ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

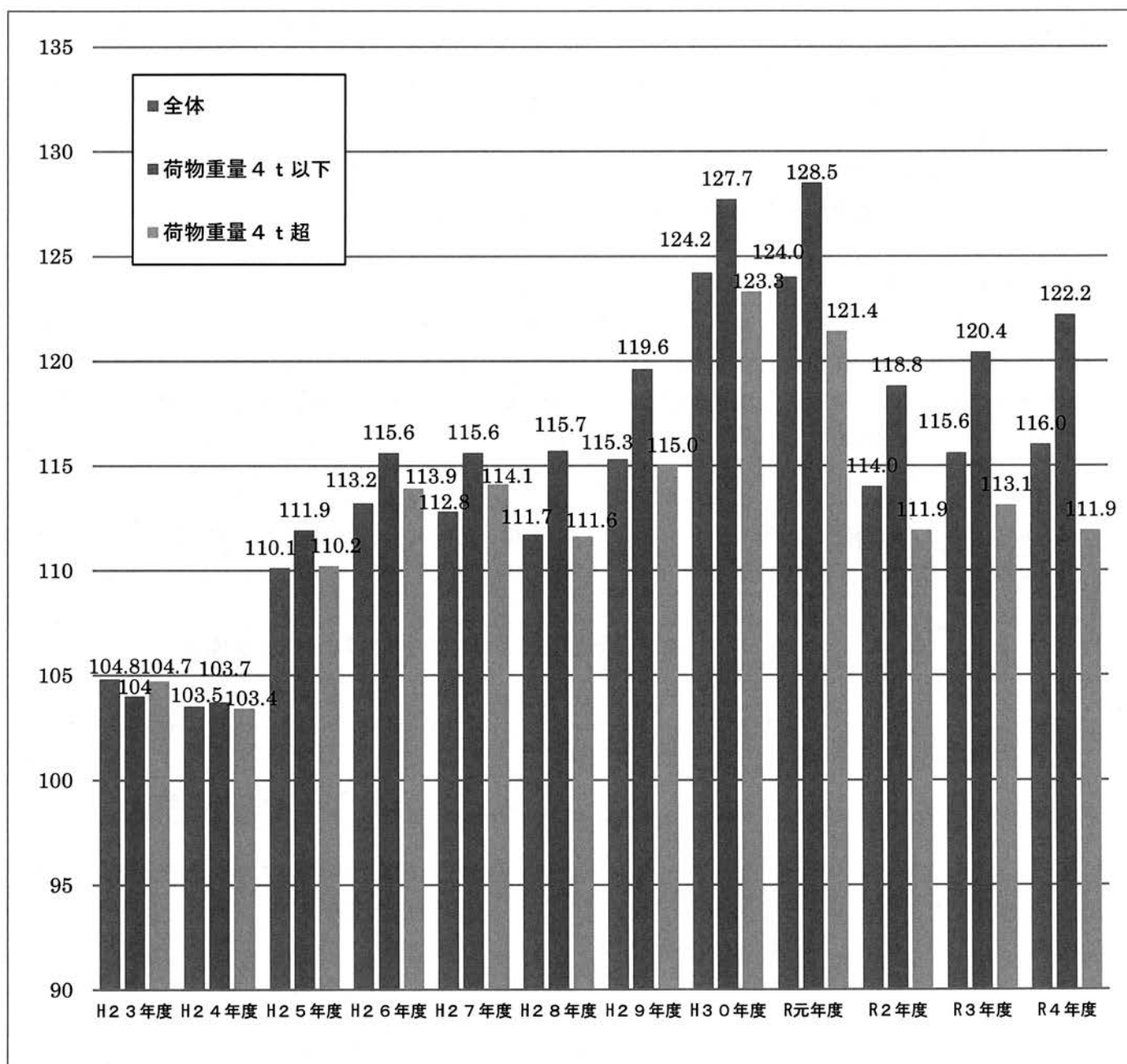
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122						



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114	115.6	116.0
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.8	120.4	122.2
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.9	113.1	111.9

※令和4年度は9月末現在



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
事業部 松井
TEL03-3357-6068

四運自貨第66号
四運自監第73号
令和4年9月20日

荷主各位

四国運輸局長
(公印省略)

貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保及び輸送秩序の確立について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、運輸行政に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、トラック輸送は国内貨物輸送量の約9割を担い、我が国経済社会の発展に大きな役割を果たしているところですが、一方、事業者に対しては輸送の安全確保、交通事故の防止、排気ガスや騒音・振動といった交通公害の防止等の社会的使命が重く課せられています。

令和3年の全国の事業用自動車の重大事故件数は4,315件、死者数は457人、負傷者数は1,968人となっており、依然高い水準にあります。一旦、事業用トラックによる事故が発生いたしますと、多数の死傷者を伴う重大事故に結びつきやすく、被害者やその家族に計り知れない悲しみや負担を与えることとなります。

このため、四国運輸局では、関係機関の協力を得て交通事故防止対策を講じているところではありますが、必要経費を無視した運賃引き下げ等の過当競争が行われますと、より多くの荷物を運ぶため過積載運行、過労運転、速度違反等を引き起こす恐れがあります。

特に「過積載運行」については、重大事故はもとより、道路の損傷や交通公害発生の原因となっています。過積載の防止は、トラック運送事業者の基本的な遵守義務であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上でも重要な課題であり、事業者自らが法令を遵守する自覚が必要ですが、加えてなお一層の過積載運行排除のためには、荷主の皆様方のご理解とご協力をいただきたいと思います。

つきましては、貴社におかれましても、これらの実情にご配慮いただき、トラック運送事業に係る輸送の安全確保と輸送秩序の確立にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

過積載等の法令違反は 厳しく罰せられます！

運転者に係わる処分

超過10割以上(大型)

交通切符

上記以外の過積載 (法57条1項)

反則切符

罰 則

積荷に対する現場応急措置命令通行指示書の交付 (法58条の3-1.2)

使用者に係わる処分

違反点数制度

公安委員会の指示

1年以内に過積載の再発

公安委員会の車両使用制限命令 (法75条の2-2) (3ヶ月を越えない範囲)

車両使用制限違反

検挙

罰 則

使用者以外の者(荷主・荷受人)に係わる処分

警察署長の再発防止命令 (法58条の5-2)

過積載要求の再発

再発防止命令違反 (法58条の5-2)

検挙

罰 則

第62回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

令和4年11月16日（水）から令和5年1月10日（火）まで

3. 主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

4. 後援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

（1）飲酒運転の根絶

管理者は、国土交通省が令和4年3月に改訂した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を踏まえ、同年6月に全ト協が改訂した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行などによる酒気帯びの有無の測定方法、及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

（2）追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』*を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

※全ト協ホームページ URL

トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/enzen/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_jikoboushi2016.html

トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～
<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/enzen/kousaten-jikobousi.html>

(3) 過労運転防止の徹底

運行管理者は、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時における運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

(4) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

また、点呼の際、運行管理者等はアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実にを行う。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

道路交通法の一部改正により罰則強化が行われた運転中のスマートフォン等の画像を注視する行為や、携帯電話を用いて通話する行為は極めて危険な行為であることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

(6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

(7) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

(参考:厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」)

(8) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

(10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底させる。

また、冬期においては大型車の車輪脱落事故が多発傾向にあることから、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協で作成する「ストップ！車輪脱落事故～タイヤ交換作業の手順と方法～」等の啓発資料活用により、実効性のある再発防止対策を推進する。

(11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

地球温暖化の発生源である化石燃料の使用量を削減し、CO₂及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

(13) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(14) 安全意識の高揚

経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛ける。

(15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、

常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

6. 実施要領

前項の「実施事項」を確実かつ効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。なお、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

(1) 全ト協

- ① 広報とらっく、ホームページ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。
- ② 各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

(2) 各都道府県トラック協会

- ① 関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。また、令和3年9月の交通対策委員会の決議を踏まえ、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。
- ② 協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙(誌)、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。
- ③ 事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等の実施に努める。
- ④ 荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。
- ⑤ 適正化実施機関を活用し、本運動を徹底させる。
- ⑥ 本運動に功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。(推薦の細部については別途連絡)

(3) 事業所

- ① 自社広報紙等の利用、あるいは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。
- ② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に

活用する。

<全ト協ホームページ>

URL http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/kotsuanzen_ichiran.html

- ③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。
- ④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以 上

事務連絡
令和4年11月1日

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣

「2024年問題に向けた対策セミナー」のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法に伴う「時間外労働時間の上限規制」への対策セミナーを次の日程にて開催いたします。参加を希望される事業者は別紙参加申込表に必要事項を明記され、返信くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各回1事業者1名までの参加とさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが予めご了承ください。

敬具

記

1 開催日時

令和4年11月24日（木） 13時30分開始（30分前より受付）

11月25日（金） 13時30分開始（30分前より受付）

2 開催場所

ホテルパールガーデン 新館インペリアル

高松市福岡町2丁目2-1 電話番号：087-821-8500

3 講演内容

(24日)「トラック運送業の2023年、2024年問題対策及び改善基準告示の改正について」(講演時間2時間程度)

(25日)「トラック運送業の2024年問題を乗り切るための業績給導入セミナー」
(講演時間2時間程度)

4 講師

株式会社コヤマ経営 代表取締役 小山雅敬氏

5 その他

各回先着100名(1事業者1名まで)

※定員に達した場合、申込受付を締め切らせていただきます。

6 問合せ先

適正化事業課 電話番号 087-851-6381

参加申込表

ホテルパールガーデンにて開催される

「2024年問題」に向けた対策セミナーに参加します。

受講希望日（希望日に○印を記載ください。）	
	11月24日（木） 「トラック運送業の2023年、2024年問題対策及び改善基準告示の改正について」
	11月25日（金） 「トラック運送業の2024年問題を乗り切るための業績給導入セミナー」

事業者名	
営業所名	
出席希望者名	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各回1事業者1名までの参加とさせていただきます。

※出席を希望される事業者は11月18日（金）までに、香ト協FAX（087-821-4974）へご返信願います。

令和4年11月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・14回）、事故惹起運転者講習会（7回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和4年 4月14日(木)	第8回 令和4年9月29日(木)
第2回 5月19日(木)	第9回 10月20日(木)
第3回 6月2日(木)	第10回 11月17日(木)
第4回 6月23日(木)	第11回 12月 8日(木)
第5回 7月14日(木)	第12回 令和5年1月19日(木)
第6回 8月 4日(木)	第13回 2月 9日(木)
第7回 8月25日(木)	第14回 3月30日(木)

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和4年 4月21日(木)	第5回 令和4年11月10日(木)
第2回 5月26日(木)	第6回 令和5年 1月26日(木)
第3回 7月 7日(木)	第7回 3月 9日(木)
第4回 9月15日(木)	

2. 開催時間 9:30 ~ 17:00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日	
終了	令和4年	4月14日(木)	終了	令和4年	9月29日(木)
終了		5月19日(木)	終了		10月20日(木)
終了		6月2日(木)			11月17日(木)
終了		6月23日(木)			12月8日(木)
終了		7月14日(木)		令和5年	1月19日(木)
終了		8月4日(木)			2月9日(木)
終了		8月25日(木)			3月30日(木)

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日	
終了	令和4年	4月21日(木)		令和4年	11月10日(木)
終了		5月26日(木)		令和5年	1月26日(木)
終了		7月7日(木)			3月9日(木)
終了		9月15日(木)			

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

令和4年11月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和4年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
5. 問合せ先 適正化事業課（担当 吉原、明石）
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和4年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第101回	令和4年 11月26日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第102回	11月26日(土) 13:30 ~ 16:30	

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型
				中型
	参加希望講習 (○印記入)	第101回(AM) ・ 第102回(PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型
				中型
	参加希望講習 (○印記入)	第101回(AM) ・ 第102回(PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型
				中型
	参加希望講習 (○印記入)	第101回(AM) ・ 第102回(PM)		小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

知っていますか？ 自分の最低賃金

香川県 最低賃金

878時間額円

令和4年 10月1日から

前年比 **30円UP**

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは香川労働局または最寄りの労働基準監督署へ
香川労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職手当など）が
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精皆動手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の
動画もあります。

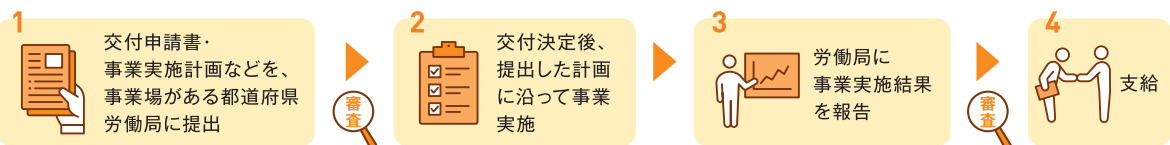
詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索



1 支給の要件



助成金 支給までの 流れ



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R4.9)

令和4年9月26日

四国運輸局

人材確保・育成対策応援サイトを開設しました

四国運輸局では、運輸・観光業界での人材確保・育成が喫緊の課題となっている現状において、関係団体、関係機関等との連携を深め、多様な人材の確保に向け、職業選択から採用へ結びつくような取組を進めてまいりました。

今般、四国運輸局のホームページ内に運輸・観光業界に就職をお考えの皆さまや、人材確保・育成にお悩みの事業者の皆様を応援する「人材確保育成対策応援サイト」を開設いたしました。サイト内では、各業界の業務内容を紹介する動画や関係団体等における優良な取組例、採用の手引き・マニュアル、国による助成制度など関係の皆様のお役に立つ情報を紹介していますので、ご活用いただければ幸いです。


【 紹介内容 】

- ・業界の魅力を伝えるPR動画の作成などの団体や事業者の皆様を取組を紹介
- ・人材確保・育成にご利用いただける助成金、手引き・マニュアル等を紹介
- ・女性の活躍、外国人雇用のためのお役立ち情報、各県の就職支援情報等を紹介

【 掲載アドレス 】

https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/soumu/00001_01739.html

【運輸・観光事業】
人材確保・育成対策応援



☛ 当局HPトップからは、
こちらのバナーからおすすみください

【 取組事例の募集 】

運輸・観光関係事業の人材確保・育成に関する取組を随時募集しています。ご紹介頂ける事業者様、関係団体様は問い合わせ先のメールアドレスにご連絡ください。

問い合わせ先：四国運輸局総務部広報対策官
担 当：目戸、廣瀬、武知
電 話：087-802-6713
メ ー ル：skt-shikokujinzai@gxb.mlit.go.jp

人材確保・育成対策応援サイトを開設します

開設の背景と現在の課題

リーマンショック以降、バス、トラックなどの自動車運転者、船員、自動車整備士、観光関係者等の人材確保は年を追うごとに深刻化している中、2020年からのコロナ禍により、状況はさらに悪化しています。

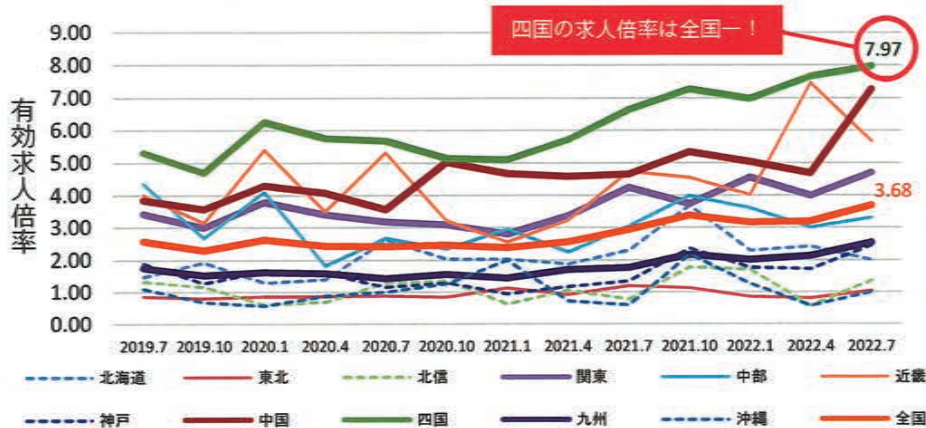
さらに、乗務員のコロナ感染による路線等の運休も見られることから、運輸・観光事業者の人材確保・育成が喫緊の課題となっています。

宿泊・飲食業の接客に係る有効求人倍率



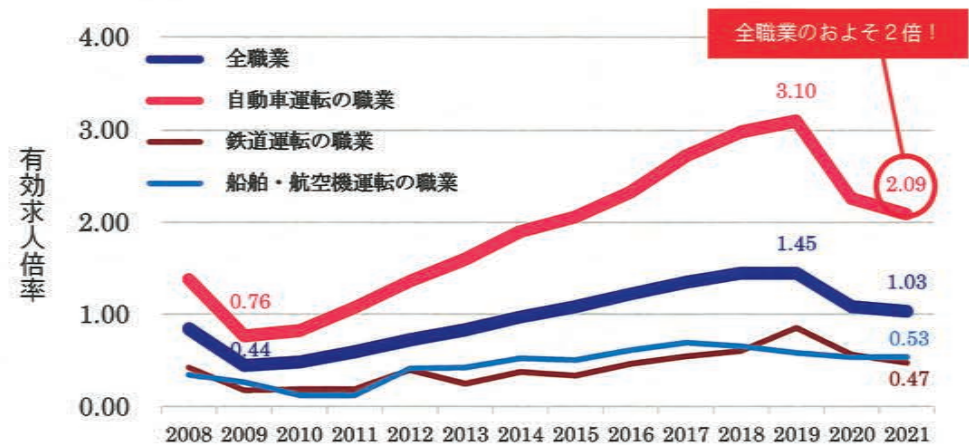
※厚生労働省「職業安定業務調査」より観光庁作成

運輸局別船員の有効求人倍率



「船員職業安定月報」(国土交通省海事局船員政策課)より四国運輸局作成(*速報値 *季節調整値ではない)

自動車運転の職業の有効求人倍率



※厚生労働省「一般職業紹介状況」より四国運輸局が作成(*パートを含み新規を除く常用)

特設サイトで得られる情報

運輸・観光事業者が人材確保・育成にあたり、必要な情報を横断的に簡単に入手できるよう、運輸局や関係団体等の各種の取組事例等の関係情報を掲載したもので、主に以下の内容を掲載しています。

- ① **コロナ禍における雇用維持を目的**とした、厚生労働省の制度である在籍型出向を紹介しています。
- ② **若年求職者向けに業界の魅力を伝えるPR動画**や、団体や事業者の皆さまが今後の取組の参考となるような事例を掲載しています。
- ③ **人材確保・育成にご利用いただける助成金、手引き**などで、運輸・観光事業者の取組に活用しやすいものをピックアップして紹介しています。
- ④ **女性トラックドライバーや、女性整備士を応援**するパンフ、運輸局関係の分野別新たな外国人材受入れ、各県の就職支援情報などを紹介しています。

具体的な活用方法

本サイトは常に最新の情報を随時更新しておりますので、**事業者様は各モードを超えて取組をご参考等いただければ幸いです。**また、業界団体や事業者様から随時募集しているものは優良な取組だけでなく、本サイトでの要望・改善のご意見や、人材育成にかかるご相談の窓口等としても活用頂ければ幸いです。

また、求職者のみなさまについては、本サイトを通じて、少しでも**運輸・観光業界の魅力や働き方**について触れて頂けるような内容にしています。

【参考】サイトまでのアクセス方法

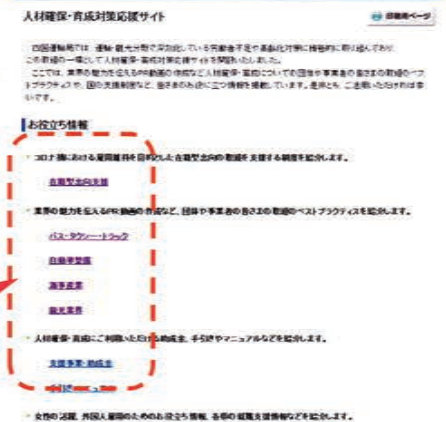
▼四国運輸局ホームページトップ



【運輸・観光事業】
人材確保・育成対策応援

▲こちらのバナーをクリックしてください

▼人材確保・育成ページ



制度ごとで案内するとともに、
モードごとでも紹介しています

これからの四国運輸局について

コロナ禍において、各種モードの路線等が労務不足で運休等を余儀なくされました。現在、四国の各モードの運行状況は概ね回復はしておりますが、新たなコロナ株や予期せぬ自然災害等に備えて、常日頃から官民で情報を共有しながら、運輸・観光業界を盛り上げていく必要があると考えています。幅広い業種を所管する行政の強みを活かした、四国運輸局でしかできない取組の一つとして、本サイトを開設したことを申し添えます。

働き過ぎでいませんか？



11月「**過労死等防止啓発月間**」に
「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します！

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料

令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

はい！ ろうどう

0120-811-610

月～金 17:00～22:00

土日・祝日 9:00～21:00



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局

労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



労働時間などの現状は？

知っていますか？

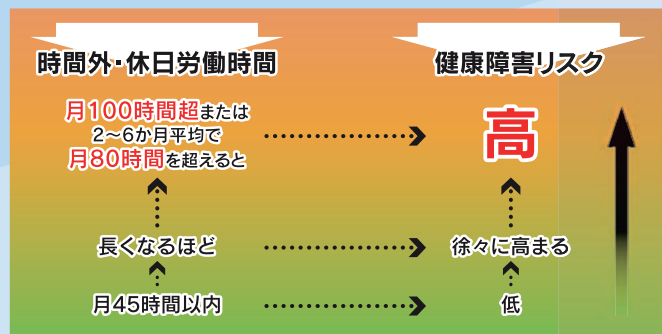
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



たしかめたん

確かめよう労働条件サイト

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

働き方・休み方改善ポータルサイト

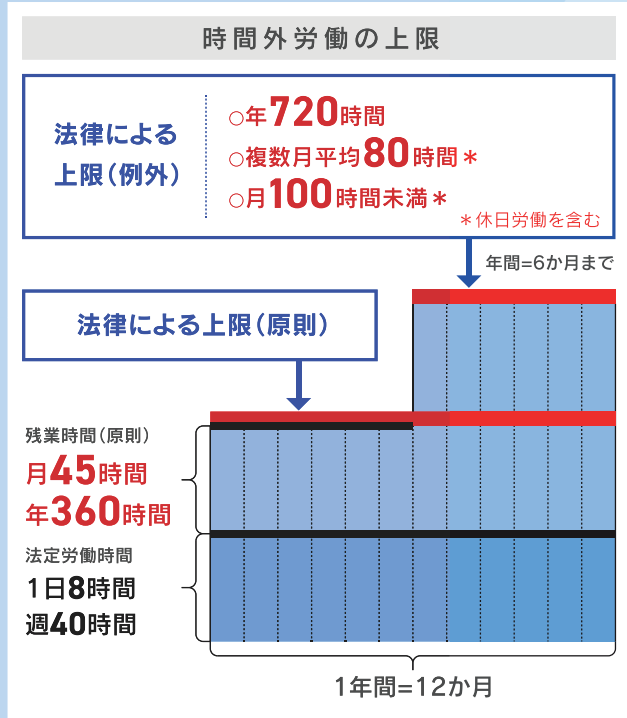
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆労働時間等見直しガイドラインに挙げられている取組メニューに留意しながら、労働時間等の設定の改善に取り組みましょう。
- ◆勤務間インターバル制度(※3)の導入にも努めましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)

※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します



01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

相談無料

11月5日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

なくしましょう 長い残業
令和4年11月5日(土) 9時～17時 ☎ 0120-794-713

11月1日・2日・4日・5日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。



相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

参加費無料

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から12月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」[委託事業]を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

参加費無料

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1



会員名簿の変更等について

4年11月1日

当協会発行の会員名簿(令和4年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
2	日通香川運輸(株)	【 代表者 】 池 内 竜 男
10	(有)横岡建興	【 退 会 】

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。